

令和5年度

朝来市商工業支援施策

目次

- 事業資金確保に関する支援
 - 1. 中小企業融資利用支援事業 1 ページ
- 企業誘致・工場等新增設に関する支援
 - 2. 企業誘致及び雇用促進奨励金..... 2 ページ
 - 3. 工場等新增設奨励金 2 ページ
 - 4. サテライトオフィス等開設補助金..... 2 ページ
 - 5. 新市街地活性化補助金 3 ページ
- 住宅改修・修繕等に関する支援
 - 6. 住宅リフォーム工事補助金..... 3 ページ
- 受注機会確保等に関する支援
 - 7. 機械等取得奨励金 3 ページ
 - 8. 見本市等出展支援補助金..... 3 ページ
- 創業・開業に関する支援
 - 9. にぎわい創出補助金 4 ページ
 - 10. 和田山駅前活性化補助金..... 4 ページ
 - 11. 拠点地区活性化補助金 4 ページ
- 税に関する支援
 - 12. 地域未来投資促進法に基づく支援..... 5 ページ
 - 13. 中小企業等経営強化法に基づく支援..... 5 ページ
- 市内企業の就業者確保に関する支援
 - 14. 企業就業者確保支援補助金..... 5 ページ
- お問い合わせ先一覧..... 6 ページ



あなたはまちの未来

ASAGOING

◎注意事項

- ✓ 令和5年度当初の情報を記載しています。補助金等の申請状況によっては、申請期間内であっても予算の上限に達した場合は申請受付を終了している場合があります。
- ✓ 支援施策の概要を記載しています。各支援施策の詳細については最終ページに記載しているお問い合わせ先にご連絡ください。

事業資金確保に関する支援

1. 中小企業融資利用支援事業

- 内 容 兵庫県中小企業融資を利用する市内の事業者に対して、対象の融資にかかる信用保証料の一部もしくは3年間の利子について、予算の範囲内で補助金を交付

補助内容	対象となる兵庫県中小企業融資
<u>信用保証料補助</u> 対象となる兵庫県中小企業融資を借り入れた際に、兵庫県信用保証協会に支払った信用保証料の2分の1の額を補助 (限度額 60 万円)	・新分野進出資金 ・設備投資資金 ・開業資金 ・経営安定資金 ・借換資金 ・新型コロナウイルス感染症対策資金 ・長期資金 ・短期資金 ・小規模資金 ・経営活性化資金
<u>利子補給</u> 対象となる兵庫県中小企業融資を借り入れて、支払った利子の全額を3年間補給 (単年度限度額 20 万円、 複数年の累計限度額 60 万円)	・新分野資金 ・設備投資資金 ・開業資金 ・経営安定化資金 ・借換資金 ・新型コロナウイルス感染症対策資金

※信用保証料補助と利子補給は併用できず、どちらか一方のみとなります。

※兵庫県中小企業融資の制度内容については、各金融機関へお問い合わせください。

- 申請方法 金融機関へ対象となる融資の申込をされた後に、市に所定の申請書を提出してください。
すでに実行された融資に対しては申請することはできません。融資の実行前に申請してください。
市内の金融機関(但馬銀行・みなと銀行・但馬信用金庫・但陽信用金庫・兵庫県信用組合(順不同))
各支店でも、申請の相談を受けられます。
- 制度期間 令和5年度から令和7年度(令和8年3月31日までに融資実行されたものが対象となります)
- その他 利子補給については、年度(4月～3月)ごとに毎年、申請していただく必要があります。
補助金交付後に、対象融資を繰上返済された場合は、補助金を返還していただく場合がありますので、繰上返済を検討される場合は、市経済振興課にご連絡ください。
融資を受けるには金融機関の審査がありますので、補助金の交付決定を受けても融資の実行が約束されたものではないことをご承知おきください。

企業誘致・工場等新增設に関する支援

2. 企業誘致及び雇用促進奨励金

種類	要件	奨励金額、期間等
企業立地促進奨励金	投下固定資産総額が1億円以上で、かつ、操業開始の日前3ヶ月から操業開始の日までに新たに雇用された常用雇用者（雇用保険の一般被保険者）が5人以上いることが必要です	・奨励金額：投下固定資産総額の5% ・限度額：3,000万円 ※新設又は増設に対して1回限り
固定資産税相当額奨励金	投下固定資産総額が3,000万円以上で、かつ、操業開始の日前3ヶ月から操業開始の日後6年までの間に新たに雇用され、引き続き1年以上継続して雇用している常用雇用者（雇用保険の一般被保険者）が5人以上いることが必要です	・奨励金額：固定資産税相当額の2分の1 ・期間：6年間
雇用促進奨励金		・奨励金額：新規雇用者×40万円（市内在住者） 新規雇用者×20万円（市外在住者） ・上限：40人 ※該当する新規雇用者1人につき1回限り

- 対象者 日本産業標準分類に掲げる業種のうち、製造業、情報通信業、運輸業に該当する事業者及び市長が必要と認めた業種の事業者

3. 工場等新增設奨励金

- 要件 工場等を新設し、又は増設するために前年中に取得した投下固定資産（土地、建物及び償却資産（機械及び装置）の取得費）総額が500万円以上であることが必要です
※本申請前に補助金額を事前に把握するため、事前申請を行う必要があります
※本申請は、事前申請後となります ★事前申請受付期限：令和5年9月29日（金）
- 対象者 令和4年中に工場等を新增設した事業者
日本産業標準分類に掲げる業種のうち、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業に該当する事業者及び市長が必要と認めた業種の事業者
- 奨励金額 工場等の新增設のために取得した固定資産の固定資産税相当額（取得した償却資産につき1回限り）
- 限度額 500万円
- 実施期間 平成27年度から令和5年度

4. サテライトオフィス等開設補助金

- 内容 市内でサテライトオフィス等（本市において創業又は新分野での事業の用に供する事務所）を開設するために要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
- 対象経費 開設時：①改装費又は新築費用 ②事務機器取得費 ③事務所引越費用 ④移住者生活支援費
3年間：⑤建物賃借料 ⑥通信回線使用料 ⑦地域課題解決事業支援費
- 補助金額 ①サテライトオフィス等の改装費又は新築費用の3分の2以内で最高300万円
②事業の用に供する事務機器取得費の3分の2以内で最高75万円
③事務所引越し費用の2分の1以内で最大20万円
④サテライトオフィス等の開設に伴い本市に移住する従業員1人につき10万円
⑤サテライトオフィス等の賃借料の3分の2以内で最高75,000円/月で3年間分
⑥インターネット接続費等の通信回線の使用料の3分の2以内で最高75,000円/月で3年間分
⑦地域課題の解決に資すると市長が認める事業にかかる消耗品費及び原材料費の2分の1以内で最高50万円/年で3年間分
- 制度期間 令和3年度から令和5年度
- その他 兵庫県のIT戦略推進事業の認定を受けた事業者については補助率、補助金額が一部異なります

5. 新市街地活性化補助金

- 内 容 指定地域内（※）において事業所を開設するために土地を造成する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
※和田山都市計画用途地域の準工業地域に指定する和田山町大字立ノ原、枚田
- 対 象 者 日本産業標準分類に掲げる業種のうち、運輸業（一部除く）、郵便業、卸売業に該当する事業者
- 対象経費 購入した土地の造成工事に要する工事費用（地盤改良費用及び調査・設計費用を除く）
- 補助金額 補助対象経費の2分の1以内で、造成工事1平方メートル当たり6,000円を上限とし、限度額1,500万円
- 制度期間 令和4年度から令和6年度
- そ の 他 補助金は操業を開始した年度の翌年度に交付する

住宅改築・修繕に関する支援

6. 住宅リフォーム工事補助金

- 内 容 市内事業者を活用して住宅リフォームを行う市民の方に対し、改修工事に係る経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付
- 対象経費 自己が所有し、住んでいる市内の住居で20万円以上を要する補助対象工事にかかる経費
※マンション等は個人占有部分、店舗等併用住宅は住居部分のみ
- 補助金額 補助対象経費の10%（限度額10万円）
- 申請期間 令和5年4月17日（月）から令和6年2月29日（木）

受注機会確保等に関する支援

7. 機械等取得奨励金

- 内 容 市内において事業に供するために必要な償却資産（機械及び装置）を取得した事業者に対して、予算の範囲内で奨励金を交付（事務機器及び免税点未満の場合を除く）
※本申請前に補助金額を事前に把握するため、事前申請を行う必要があります
※本申請は、事前申請後となります ★事前申請受付期限：令和5年9月29日（金）
- 対 象 者 令和4年中に機械及び装置を取得した事業者
日本産業標準分類に掲げる業種のうち、製造業に該当する事業者又は経営革新計画の認定事業者
- 奨励金額 取得した償却資産の固定資産税相当額（取得した償却資産につき1回限り）
- 限 度 額 200万円 ● 制度期間 平成27年度から令和5年度

8. 見本市等出展支援補助金

- 内 容 市内事業者が国内外で開催される見本市等に出店するために要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
- 対象経費 ①見本市等出展にかかる出展小間料及び会場使用料
②見本市等の会場における装飾費（オプション代・レンタル装飾代等）
③出展小間内において使用する光熱水費
④渡航費及び展示物運搬費（国外出展の場合のみ）
⑤オンライン出展費（出展に伴う登録料、商談にかかる手数料）
- 補助金額 出展費用の3分の2以内
- 限 度 額 同一年度内において最大40万円（国内のみ出展及びオンライン出展の場合は最大20万円）
- 制度期間 平成25年度から令和5年度
- そ の 他 ・ 広く一般に公開されていないもの、その場で小売するようなものは対象外
・ 出展後の申請は受け付けることができません ・ 必ず出展前に申請してください

創業・開業に関する支援

9. にぎわい創出補助金

- 内 容 市内の空き家、空き店舗を活用して、新規出店するために要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
- 対象経費 ①出店に必要な内外装工事等 ②営業に必要な店舗賃借料又は店舗買取費用
- 補助金額 ①店舗改装費及び備品・設備購入費の2分の1以内で最高80万円
(内、備品・設備購入補助は最高20万円)
②店 舗 賃 借 料：賃借料の2分の1以内で最高5万円/月で2年間分
店舗買取費用：店舗買取費用の2分の1以内で最高120万円
- 制度期間 令和元年度から令和5年度
- その他※
※制度9～11の共通事項になります
・ 朝来市商工会が申請の窓口になります
・ 申請には所定の様式で事業計画書を提出していただく必要があります
・ 事業計画の内容によっては、補助金をお断りする場合があります
・ 事務所機能のみの新規出店は対象外です
・ 対象となる業種の指定があります(一部抜粋：小売業、宿泊業、飲食業、理容業、美容業)

10. 和田山駅前活性化補助金

- 内 容 指定地域内(※)の空き家・空き店舗を活用して、新規出店するために要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付(にぎわい創出補助金との併用はできません)
※和田山駅前地域(和田山都市計画用途地域の近隣商業地域のうち和田山駅前地域)
- 対象経費 ①出店に必要な内外装工事等 ②営業に必要な店舗賃借料又は店舗買取費用
- 補助金額 ①店舗改装費及び備品・設備購入費の3分の2以内で最高140万円
(内、備品・設備購入補助は最高20万円)
②店 舗 賃 借 料：賃借料の3分の2以内で最高10万円/月で2年間分
店舗買取費用：店舗買取費用の3分の2以内で最高240万円
- 制度期間 令和元年度から令和5年度

11. 拠点地区活性化補助金

- 内 容 指定地域内(※)の空き家・空き店舗又は空き地を活用して、新規出店するために要する費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付(にぎわい創出補助金との併用はできません)
※和田山都市計画用途地域の
内、右表の地域
- | | |
|---------|----------------------|
| 第2種住居地域 | 枚田岡・玉置 |
| 準住居地域 | 枚田・法興寺・立ノ原・枚田岡・玉置・桑原 |
| 近隣商業地域 | 枚田岡・玉置 |
| 準工業地域 | 玉置・桑原 |
- 対象経費 ①出店に必要な空き家又は空き店舗の内外装工事等又は購入した土地の造成工事
②営業に必要な店舗賃借料又は店舗買取費用
 - 補助金額 ①店舗改装費及び備品・設備購入費の3分の2以内で最高140万円
(内、備品・設備購入補助は最高20万円)
土地の造成工事費用※の2分の1以内で1平方メートル当たり造成単価1万円を限度とし最高500万円
※地盤改良費用及び調査・設計費用を除く
②店 舗 賃 借 料：賃借料の3分の2以内で最高15万円/月で2年間分
店舗買取費用：店舗買取費用の3分の2以内で最高360万円
 - 制度期間 令和4年度から令和6年度

税に関する支援

12. 地域未来投資促進法に基づく支援

地域経済牽引事業（朝来市の場合は①金属製品製造業、食品製造業等のものづくり分野 ②観光資源を活用した観光・文化・まちづくり ③物流関連産業分野）を朝来市において実施する民間事業者等を国・兵庫県・朝来市が一体となって支援します

税目等		支援措置内容	要件
法人税	機械、装置 器具、備品	税額控除 4 % 又は 特別償却 40 %	- 投資総額が 2,000 万円以上となる事業が対象 - 前年度の減価償却費の 10% を超える設備投資が必要 - 対象資金の取得価格の合計額のうち本税制の支援対象となる金額は 100 億円を限度
	建物、附属設備 構築物	税額控除 2 % 又は 特別償却 20 %	
市税	固定資産税	課税免除（3 ヶ年度）	土地・建物・構築物の取得価格の合計額が 1 億円超（農林漁業は 5,000 万円超）

- 制度期間 平成 29 年度から令和 5 年度

13. 中小企業等経営強化法に基づく支援

中小企業等経営強化法に基づく固定資産税の特例として、中小企業者が雇用者全体の給与について 1.5% 以上増加することを従業員に表明し、朝来市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、年平均 5 % 以上の投資利益率が見込まれる投資計画の対象となる機械装置等を導入した場合に、最大 5 年間、固定資産税を 2/3 軽減。賃上げの表明を行わない場合は 3 年間 1/2 軽減。

項目	支援措置内容
1. 固定資産税の特例	3 年間、1/2 軽減 【賃上げ表明有りの場合】 ① 令和 6 年 3 月 31 日までに取得した設備 【5 年間、2/3 軽減】 ② 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日の間に取得した設備 【4 年間、2/3 軽減】
2. 設備の要件	年平均の投資利益率が 5 % 以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
3. 対象設備	① 機械装置（160 万円以上） ② 工具（30 万円以上） ③ 器具備品（30 万円以上） ④ 建物附属設備（60 万円以上）

市内企業の就業者確保に関する支援

14. 企業就業者確保支援補助金

- 内 容 従業員の奨学金返済負担軽減制度を設けている市内企業及び個人事業者に対してその支給額の一部を予算の範囲内で補助する
- 補助対象企業
 - ・市内の企業等（市内に事業所を有する個人又は法人で、市内において 1 年以上事業を営んでいること）
 - ・対象従業員に対して奨学金返済負担軽減制度を設けていること
- 従業員の範囲
 - ① 正社員である者
 - ② 日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者
 - ③ 申請時点で、当該企業に就職後 5 年以内の者
 - ④ 申請時点で、市内事業所に勤務する者
 - ⑤ 30 歳未満の者（申請年度末時点で 29 歳以下の者）
- 補助金額
 - ・対象従業員 1 人あたりの年間返済額を補助対象とし、その 3 分の 1 を補助
 - ・補助上限は年 6 万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の 2 分の 1 の額が 6 万円を下回る場合は、その額）
- 制度期間 平成 30 年度から令和 5 年度
対象従業員 1 人につき最大 5 ヶ年（就職 5 年目の者であれば、補助期間は最長 1 年間）
- その他 兵庫県においても同様の補助制度を設けており、併用することが可能です。

お問い合わせ先一覧

各支援事業のお問い合わせ先

●朝来市 産業振興部 経済振興課

TEL 079-672-2816

FAX 079-672-3220

住所 〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213-1 西館 2 階

※9～11の支援事業については、下記機関でもお問い合わせいただけます

●朝来市商工会

TEL 079-672-2362

住所 〒669-5201 朝来市和田山町和田山 404

起業・経営に関する相談・お問い合わせ先

●あさご元気産業創生センター

TEL 079-672-2816

中小企業診断士の資格を有したスタッフが、起業を計画されている方や経営計画の作成でお困りの方に個別にアドバイスさせていただきます。

西館2階

【相談日】

毎月第1・2・3金曜日開催

【相談受付時間(1回 50 分)】

①10:00～10:50 ②11:00～11:50
③13:00～13:50 ④14:00～14:50

生野支所

【相談日】毎月第2・4火曜日開催

【相談受付時間(1回 50 分)】

①10:00～10:50 ②11:00～11:50
③13:00～16:00 巡回訪問

※事業者・創業希望者のご予定に合わせた出張相談も可能
ご予約は上記電話番号またはホームページよりご予約ください。
ホームページ <https://www.city.asago.hyogo.jp/apic/>



ホームページ

U・I・J ターン等に伴う就業に関する相談・お問い合わせ先

●ジョブサポあさご

TEL 079-672-2816

- ・求人情報の提供
- ・就職イベント情報の発信
- ・企業情報の提供など朝来市で就職をお考えのみなさまを雇用専門員がサポートします



ジョブサポあさご



問い合わせ先

朝来市産業振興部 経済振興課

TEL 079-672-2816